

指定障害福祉サービス事業者
指定相談支援事業者
指定障害児通所支援事業者等
移動支援事業登録事業者 各位

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者等並びに移動支援事業登録事業者の更新に係る申請手続のお知らせ

日頃より、本市障がい福祉行政にご理解とご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。
さて、貴事業者におかれましては、指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者等の指定又は札幌市移動支援事業事業者登録の有効期間満了に伴い、事業所の指定更新の手続が必要となっております。
つきましては、下記のとおり、更新手続をしていただきますよう、お願いいたします。

記

1 更新対象事業所及び指定有効期限

更新申請対象事業所一覧（別紙）により、貴事業者の対象事業所とともに、指定有効期限を個別にご確認ください。

※当リストは、令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までに指定有効期限が到来する事業所を掲載しております。

2 申請方法

(1) 指定更新の手引き

札幌市ホームページの「更新申請」のページに掲載している「指定更新の手引き」をご覧ください。

（札幌市トップページ → 健康・福祉・子育て → 福祉・介護 → 障がい福祉 → 事業者のみなさまへ → 事業者指定 → 更新申請）

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/7_shiteikoushin.html

(2) 申請書・チェック表

申請書及びチェック表については、上記ホームページの「指定更新の手引き」の下に掲げる「更新申請書類一覧」から必要書類をダウンロードのうえ、作成してください。

(3) その他留意事項

添付資料、参考資料につきましては、事業者指定申請時と同じ書類です。

なお、提出書類に不備がある場合は受理できませんので、提出の前に必ずご確認ください。

(お願い：書類の省略について)

従前、提出書類のうちの一部については、既に本市へ届け出ている内容に変更が無い場合、提出を省略できることとしていましたが、現在は、全ての書類を提出していただいておりますので、必要な提出書類は省略せず、全て提出してください。

3 提出期限

指定有効期限日の30日前まで（必着）

例) 指定有効期限が令和6年5月10日の場合、提出期限は令和6年4月10日まで。

4 提出先

下記提出先まで、申請書一式を必ず郵送によりご提出ください。

※Eメールやファックスによる送付は受理できません。

※更新を希望されない場合は、廃止届をご提出ください。

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 指定指導担当係

5 留意事項

- お問い合わせは、スマート申請にて質問票をお送りください。

(札幌市トップページ → 健康・福祉・子育て → 福祉・介護 → 障がい福祉 → 事業者のみなさまへ → 事業者指定 → 質問票、新規面談予約票)

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/index.html>

- 上記提出期限までに、関係書類の提出がない場合、指定更新ができないことがありますので、必ず提出期限を厳守してください。

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
指定指導担当係

TEL : 211-2938 FAX : 218-5181

E-mail jigyouyasitei@city.sapporo.jp